令和元年東日本台風に係る栃木県災害廃棄物処理方針(令和2(2020)年4月改定)の概要

R2(2020).4.22 環境森林部廃棄物対策課

令和元年東日本台風の被害に伴い、栃木県内で多様かつ大量の災害廃棄物が発生していることから、早期の復旧・復興の実現に向け、県内の災害廃棄物の処理が適正 かつ円滑・迅速に行われるよう必要な事項を定める。

1 基本方針

- 処理対象 令和元年東日本台風により発生した災害廃棄物
- 処理主体 市町(廃棄物処理法第4条第1項)
- 発生推計量 <u>約7.2万トン</u>

(片付けごみ等約5.6万トン、公費解体廃棄物約1.6万トン)

○ 処理期間 令和2年10月まで(公費解体廃棄物は、令和3(2021)年3月末)

〇 処理方法

- 分別の徹底、可能な限り再資源化・減量化を行い、最終処分量を低減
- ・ 損壊家屋等の解体・撤去は、現場における分別解体を基本として実施
- ・県内での処理を基本
- ・県内処理施設での処理が困難な場合、県外広域処理を実施

2 実施方針

○災害廃棄物の発生推計量(令和2(2020)年3月末時点) 【単位:トン】

市町	発生推計量	市町	発生推計量
宇都宮市	4,140(4,140)	さくら市	284(1,000)
足利市	7,584(7,500)	那須烏山市	2,830(5,369)
栃木市	38,287(21,500)	下野市	1,985(2,060)
佐野市	11,987(48,526)	上三川町	170(161)
鹿沼市	3,509(10,503)	茂木町	597(800)
日光市	36(41)	市貝町	17(0)
小山市	665(630)	壬生町	89(80)
真岡市	42(40)	塩谷町	24(18)
大田原市	49(50)	那須町	82(303)
矢板市	40(40)	那珂川町	185(2)
※()内は、当初発生推計量を記載		合 計	72,603(102,764)

○役割分扣

市町	栃木県	
災害廃棄物の処理主体	市町の支援、関係機関との連絡・調整	
○被害の把握、情報の収集 ○関係機関への協力・支援要請 ○災害廃棄物の処理 ○仮置場の設置・運営 ○住民への広報・啓発 ○損壊家屋等の解体・撤去 等	○県内市町等、他都道府県、国、民間事業者等と連携した支援・協力の調整○市町への技術的支援○県内の災害廃棄物処理の進捗管理○情報の収集・提供等	

